

テクノプラザ愛媛インキュベート・ルーム等利用者規程

(趣旨)

第1条 テクノプラザ愛媛インキュベート・ルーム等入居者（以下「入居者」という。）が遵守すべき事項は、テクノプラザ愛媛管理条例及びテクノプラザ愛媛管理運営要綱等関係規程の定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(入居後の指導等)

第2条 入居者は、財団のインキュベート・マネージャー及び職員が行う指導を真摯に受け止め、誠実に対応しなければならない。

2 入居者は、財団が支援のために行う定期的な面談や、事業内容の確認のために行う財務諸表等資料の提出を依頼されたときは、必ず協力しなければならない。

3 入居者が前2号の規定に従わない状態が相当程度継続し、財団がこれ以上支援を継続できないと認めたときは、当該入居者に対し、退去を勧告できるものとする。

(利用料金の納付)

第3条 利用料金等財団に支払うべき料金は、必ず納付期限までに支払わなければならない。

2 未納の状態が3ヶ月間経過した場合は、財団は当該入居者に対し退去を勧告するものとし、なお1ヶ月間未納の状態が継続した場合は、当該入居者は退去するものとする。

(施設の現状変更等)

第4条 入居者は、インキュベート・ルームの現状を変更しようとする場合は、あらかじめ工事設計書類等を財団に提出し、財団の承認を受けたうえ、入居者の負担により実施するものとする。

(譲渡、転貸等の禁止)

第5条 入居者は、財団の承認を得ないで次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) インキュベート・ルーム入居権利を第三者に譲渡（担保提供を含む。）又は転貸（営業委託、共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含む。）すること。
- (2) 施設、設備を毀損するおそれのある重量物、危険物等を搬入すること。

(損害賠償)

第6条 入居者は、施設又はその他の設備を毀損したときは、直ちにその旨を財団に報告し、入居者の責に帰すべき事由によるときは、財団の指示に従いこれを修復するとともに、財団が受けた損害を賠償するものとする。

(原状回復義務)

第7条 入居期間の満了、その他の事由により退去するときは、入居者は、直ちに自己の負担によりインキュベート・ルームを原状に回復し、財団に返還しなければならない。ただし、財団が必要と認めたときは、この限りではない。

(入居者マニュアル)

第8条 入居者は財団が入居時に配布する「テクノプラザ愛媛入居者マニュアル」に従わなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、テクノプラザ愛媛インキュベート・ルームの入居者に関する事項は、財団理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月21日から施行する。